

令和元年度
地理的表示保護制度緊急対策委託事業
(EU の GI 監視スキーム等実態調査)
事業成果報告書

2021 年 3 月
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1 調査の概要.....	3
1.1 調査の背景・目的.....	3
1.2 調査の内容.....	3
1.3 調査の方法.....	5
1.4 調査結果の概要.....	7
2 EU の GI 監視スキーム等実態調査.....	14
2.1 はじめに.....	14
2.2 EU.....	15
西欧編.....	24
2.3 ポルトガル.....	25
2.4 ベルギー.....	34
2.5 アイルランド.....	41
2.6 ルクセンブルグ.....	46
2.7 マルタ.....	52
北欧編.....	56
2.8 デンマーク.....	57
2.9 フィンランド.....	65
2.10 スウェーデン.....	72
2.11 リトアニア.....	80
2.12 ラトビア.....	87
2.13 エストニア.....	93
中・東欧編.....	98
2.14 ギリシャ.....	99
2.15 ポーランド.....	105
2.16 チェコ.....	112
2.17 クロアチア.....	122
2.18 スロベニア.....	128
2.19 ハンガリー.....	135
2.20 オーストリア.....	142
2.21 スロバキア.....	150
2.22 ルーマニア.....	158
2.23 キプロス.....	165
2.24 ブルガリア.....	170

1 調査の概要

1.1 調査の背景・目的

政府は 2013 年に発表した日本再興戦略の中で農林水産業を成長分野として位置づけ、2020 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円という政府目標を掲げた。輸出強化に取り組んできた結果、当時 4,500 億円だった輸出額は年々上昇して 2019 年には 9,121 億円¹までに成長した。現在、2030 年に向けて 5 兆円という目標を掲げた戦略骨子案を作成中である

さらに 2014 年には特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が成立し（2015 年施行）、生産地の特性と製品の品質が結びついた製品の名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度（GI）が導入された。2020 年 12 月現在、104 の製品が GI として登録されている。²

2019 年 2 月には日本と欧州連合（European Union: EU）の経済連携協定が発効された。同協定では、GI について相互に高いレベルで保護することとされ、日本側の GI 製品（農産物類 48 製品、酒類 8 製品）と EU 側の（農産物類 71 製品、酒類 139 製品）の GI 製品についてそれぞれの法制度による保護が開始された。また 2021 年 2 月 1 日から日本側の GI 製品（農産物類 25 製品、酒類 3 製品）と EU 側の（農産物類 21 製品、酒類 7 製品）の GI 製品について、新たに追加保護されることとなっている。

このような中、EU では日本の GI に関連した商標が出願される例（中国企業による「西尾」、スペイン企業による「Kobe」等）やレストランにおいて南米産の「神戸ビーフ」が提供されていた例があり、今後も日本の GI が侵害される恐れがある。

本調査は、経済連携協定の締結を背景として、日本の GI 製品の EU 域内への輸出拡大に資するため、EU 域内の GI 監視スキームの実態を調査した。GI 製品の模倣品が発見された場合に生産者団体等にとって参考になるよう、各国の対応窓口、これまでの GI 侵害の事例、対応手段に関する情報を収集して整理した。

調査の実施期間は、2020 年 7 月 14 日から 2021 年 3 月 19 日である。

1.2 調査の内容

1.2.1 調査対象国

昨年度調査を実施した 6 か国（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス³、オランダ）を除く、EU 加盟 22 か国（アイルランド、エストニア、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク）を対象として調査を実施した。

¹ 農林水産輸出概況 2019 年（令和元年）令和 2 年 3 月 27 日

² 農林水産省ホームページ。なお登録番号 27 号（西尾の抹茶）は登録削除。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

³ イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱。



図 1-1 調査対象国

本年度調査対象国を水色で示す。

1.2.2 調査項目

上記 22 か国の GI 制度及び関連制度の全容並びに GI 監視スキームについて実態の把握に努めた。具体的な調査事項は、次の通りである。

- 当該国における GI 制度の概要
- GI 監視スキーム
- GI 侵害の紛争事例
- 対抗手段（行政手続及び司法手続）
- GI 関連諸制度
- 日本の GI 産品の侵害事例

1.2.3 調査の Scope

GI 監視スキームには、生産段階の監視（GI を取得した生産者団体が規定どおりに産品を生産しているか）と、市場における名称の不正利用の監視（第三者が GI を不正に利用して製品を販売していないか）の大きく 2 つがある。本事業は EU 域内の市場において日本の GI 産品の模倣品が発見された場合を想定してその対応策を整理する趣旨であるため、監視スキームの后者である市場監視を想定して調査を行った。

また、日本の GI 名称に類似した商標登録申請に関する国内外の監視は、本調査とは別に実施されているため⁴、本調査の対象外である。

⁴ 農林水産知的財産保護コンソーシアム https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/

1.3 調査の方法

日本国内での文献調査、現地リサーチによる現地語での情報収集（以下、多言語調査）、現地法律事務所への再委託の3つの方法で調査を実施した。

1.3.1 文献調査

前掲した調査項目について、インターネット検索を行い国内外の既存の調査レポート、オンライン記事等に基づく情報収集を実施した。参考 URL へのアクセス日は、2021 年 1 月 25 日である。

統計情報は、国際連合の国民経済データベース⁵及び財務省貿易統計⁶に基づき集計した。データベースの検索条件および算出方法は次の通りである。

表 1-1 統計情報の集計方法

集計項目	集計方法
国内総生産（GDP）	国連データベースより、「国名」「2019（※最新年）」「GDP, at current prices-US dollars」で検索した。
うち農林水産業	国連データベースより、「国名」「2019(※最新年)」「Value added by economic activity, at current prices – US dollar」で検索し、Agriculture の値を得た。
貿易総額	財務省貿易統計の普通貿易統計、国別総額表より、「年内の累計」「2019」「国名」で検索した。US ドル換算レートは 1 ドル = 109.56 円（2019/12/30 TTM）
農林水産物貿易額	財務省貿易統計の普通貿易統計、国別総額表より、輸出と輸入それぞれ「年内累計」「2019」各国で検索した。 品目指定は、品目グループ（動物、植物、食料、木材）を参照指定、かつ真珠 77.01 を品目コードで指定して値を得た。 USドル換算レートは1ドル=109.56円（2019/12/30 TTM）
農林水産物のシェア	上記で算出した農林水産物の貿易額÷総額
農林水産物貿易上位 5 品目	品目名は、品目コードの上 4 桁で集計した。

1.3.2 多言語調査

調査対象国の公用語は多岐に渡っており、英語文献の情報を補完する目的で現地語に精通するリサーチャーによる情報収集を実施した。多言語調査は、調査対象の 22 か国中、マルタを除く 21 か国で手配した。マルタは、マルタ語のほか英語も公用語であることから、国内の文献調査により情報収集が可能と判断した。多言語調査の内容は以下の通りである。

- GI 侵害に関する紛争事例の情報収集
- 国内の食品認証制度の情報収集
- 店舗での GI 産品の写真撮影

⁵ <https://unstats.un.org/unsd/snaama/Basic>

⁶ <https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

1.3.3 再委託

GI 監視体制の情報が不足する国について、知的財産を専門に取り扱う現地の法律事務所に情報収集を再委託した。再委託先は、GI に関する情報をウェブサイト等に掲載している、あるいは食品分野を専門とする弁護士・弁理士が在籍する法律事務所を抽出して依頼した。再委託先は次の通りである。

表 1-2 再委託先

調査対象国	再委託先	所在
フィンランド	Castrén & Snellman Attorneys Ltd	Eteläesplanadi 14, FI-00131 Helsinki https://www.castren.fi/
スウェーデン	AWA Sweden AB	Junkersgatan 1, SE-582 35 Linköping https://www.awa.com/en/
エストニア(リトアニア・ラトビアを含む)	Sorainen	Kawe Plaza, Pärnu mnt 15, 10141 Tallinn https://www.sorainen.com/
キプロス	IP Cyprus — Ioannides, Cleanthous & Co LLC	4 Prometheus Street, 1065 Nicosia https://ipcyprus.com/
マルタ	Fenech & Fenech	198, Old Bakery Street, Valletta, VLT1455 https://fenechlawn.com/

質問事項の送付、回答受領、追加質問のやり取り等は電子メールを通じて行った。質問事項は、以下の通りである。

- GI 関連法制
 - EU 法制以外の国内法令
 - 行政手続を定める法令
 - GI 侵害に活用可能なその他の法令（消費者保護、食品衛生、商標等）
- GI 違反時の解決方法
 - 行政手続は民事手続に優先するか
 - 行政手続の詳細（申立者の資格、申立ての様式、必要な情報、提出方法）
 - 民事手続の詳細（一般的か、損害賠償請求の可能性）
- GI 侵害の事例
 - 他国市場における自国登録の GI 侵害事例
 - 自国市場における他国登録の GI 侵害事例
- 日本の GI が侵害された場合の解決手段の提案

1.4 調査結果の概要

1.4.1 GI 制度の概要

【GI 制度とは】

GI 制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自の GI 制度が早くから存在したが、1992 年に EU 規則が制定され、EU 共通の制度となった。EU の GI 制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の 2 つがある。PDO はすべての生産工程をその土地で行うもの、PGI は生産工程の一部をその土地で行うものである。

2020 年 12 月末現在、PDO は 659 件、PGI は 784 件が登録されている。国別の登録件数をみると、最も多いのがイタリア、次いでフランス、スペインと南ヨーロッパが続き、これら上位 3 カ国で全体の 5 割以上を占める。品目別の登録件数をみると、最も多いのが果物・野菜・穀類、次いでチーズ、肉製品、肉、油・油脂である。

【根拠法】

EU の GI 制度は、品目別の 4 つの EU 規則（Regulation）に規定されている。

- 農産品及び食料品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
- ぶどう酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
- 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008
- 香味付けぶどう酒産品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

【EU の GI 制度と加盟国の GI 制度】

EU の GI 規則は加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国内に直接的な法的拘束力がある。EU 規則に整合しない各国の GI 制度に対しては欧州委員会が修正、廃止を要求する。欧州委員会が違反の是正を求める手続きは、3 段階に定義されている。

第 1 段階：欧州委員会より該当する政府当局に対して是正を求めて通知する。

第 2 段階：第一段階の手続きで解決しない場合、より強い効力のある意見書を通知する。通知を受けた政府当局は、2 ヶ月以内に欧州委員会に回答する義務がある。

第 3 段階：意見書への回答次第では、欧州司法裁判所で審議する。

例として、欧州委員会は 2018 年からブルガリア政府に対して国内の GI 制度の廃止を求めて第 2 段階の手続きにまで進んだが⁷、2020 年にブルガリアの商標地理的表示法が改正され、EU の制度との整合性が確保されることとなった。一方、デンマーク政府に対しては、国内事業者の GI 違反を

⁷ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

取り締まる責任を果たしていないとして 2018 年から対応を求めているが、改善が見られないとして 2019 年末に欧州司法裁判所にデンマーク政府を提訴し第 3 段階にまで進んでいる。⁸

1.4.2 GI 監視スキーム

EU 規則は、加盟国政府が GI の監視責任を持つとしているが、具体的な取り締まり方法には言及していない。監視手法は加盟国の裁量に委ねられている。調査対象国の GI 監視スキームの概要は、以下の通りである。

【監視体制】

GI 侵害の通報窓口は中央政府機関である場合がほとんどであるが、地方政府（オーストリア）や政府から監視業務を移譲された団体（ギリシャ）である例もある。GI 侵害の窓口は 1 機関に集約されている場合がほとんどであるが、品目別に窓口が異なる国もある。農産物食品とワインでは管轄が異なる場合があり（ギリシャ、フィンランド、ブルガリア）、農産物食品の中でも動物性食品と植物性食品では管轄機関が異なる例もある（チェコ）。GI 侵害の通報窓口は食品安全当局である場合が多いが、消費者保護の観点から消費者保護当局が受け付ける体制も散見される（ベルギー、ルーマニア、マルタ）。

【監視手法】

GI 監視は、各国の食品安全当局による品質監視の一環として定期、不定期に実施されており、他国の GI 品の模倣も取り締まりの対象とされている（ポーランド、フィンランド、スウェーデン等）。イタリアのような独自の監視員（agenti vigilatori）制度を設けている例⁹は、本年度の調査対象国では見られなかった。

また、インターポールやユーロポール等の国際警察機関が各国の警察と共同で模倣品対策キャンペーンを実施する中、デンマークではレストランで提供される GI 食品の模倣品が取り締まり対象となった例がある。

【実態】

欧州議会及び閣僚理事会規則 No.1151/2012 は EU 加盟国の当局に GI 侵害に対応する責任を定めている。当局は侵害情報を得ると職員が実地確認し、違反事業者には是正を求め、改善されない場合には所定の行政措置を講じる等の対応を行う義務がある。しかし、実態としては GI 侵害に対する行政措置が明確に規定されていない場合（マルタ）、行政の権限や介入が限定的な場合（ルクセンブルク、ルーマニア）がある。例えば、ルーマニアでは GI 生産者団体は自らの GI が侵害されている場合、一般に民間の法律事務所を通じて問題の解決を試みている。

⁸ Official Journal of the European Union, Action brought on 8 April 2020 — European Commission v Kingdom of Denmark Case C-159/20. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62020CN0159&qid=1611025171233>

⁹ EUIPO (2017) Protection and Controls of Geographical Indications for Agricultural Products in the EU Member States, Appendix, Good Practices in National Controls.

表 1-3 調査対象国の GI 登録件数と監視体制

調査対象国	GI 登録件数	GI 侵害の通報窓口	GI 監視スキームの特徴
ポルトガル	PDO : 64 PGI : 75	経済省経済食品安全局 (ASAE)	中央集権
ギリシャ	PDO : 79 PGI : 34	農業組織 ELGO-DEMETER	中央集権 (ワインは別)
ポーランド	PDO : 9 PGI : 24	農業食品品質検査局 (IJHARS)	中央集権
チェコ共和国	PDO : 6 PGI : 23	・農業食品検査局 SZPI : 植物性食品、 ワイン、スピリッツ、香味付けワイン ・家畜管理局 (SVS) : 動物性食品 ・農業監督試験中央研究所	中央集権 品目別 (動物性/植物性 食品)
クロアチア	PDO : 12 PGI : 14	・検査院 ・EUIPO 情報では、農業省食品品質管理 部およびワイン管理部	中央集権
スロベニア	PDO : 8 PGI : 13	食品安全・家畜・植物保護局	中央集権
ハンガリー	PDO : 8 PGI : 10	フードチェーン安全局 (NEBIH)	中央集権
オーストリア	PDO : 10 PGI : 5	9つの州政府が各地域の窓口となる	地方分権
ベルギー	PDO : 4 PGI : 11	連邦経済・中小企業・自営業・エネルギー省 管理調停総局	中央集権
スロバキア	PDO : 2 PGI : 10	家畜食品管理局 (SVPS)	中央集権
デンマーク	PDO : 0 PGI : 8	環境食料省家畜食品管理局 (FVST)	中央集権
アイルランド	PDO : 3 PGI : 5	農業食料海洋省食品産業開発局	中央集権、品目別 (スピ リッツは別)
フィンランド	PDO : 5 PGI : 2	・農林省食品安全局 (ワインを除く GI) ・福祉・健康のための国家監督機関 Valvira (ワイン)	中央集権 品目別 (ワインは別)
ルーマニア	PDO : 1 PGI : 6	・消費者保護局 (ANPC) ・EUIPO 情報では食品は ANPC のほか農 業地域開発省 (MADR)、ワインは MADR 内の検査部門 (ISCTV) が担当	中央集権 品目別 (ワインは別)
スウェーデン	PDO : 3 PGI : 3	国家食品庁	中央集権
リトアニア	PDO : 0 PGI : 6	国家食品家畜局 (VMVT)	中央集権
キプロス	PDO : 1 PGI : 5	農業農村開発環境省農業局	中央集権
ルクセンブルグ	PDO : 2 PGI : 2	農業ぶどう栽培農村開発省農業技術サー ビス管理局 (ASTA) 家畜部 (SPA)	中央集権
ブルガリア	PDO : 1 PGI : 2	農業食品森林省食品安全局 (BFSA)	中央集権、品目別 (ワイ ン、スピリッツは別)
ラトビア	PDO : 1 PGI : 2	農業省食品家畜サービス局 (PVD)	中央集権
エストニア	PDO : 0 PGI : 0	農業食品委員会 消費者保護・技術規制局	中央集権
マルタ	PDO : 0 PGI : 0	競争消費者行政庁 (MCCAA) 市場監視 総局技術規制部門	中央集権

※このほかクロアチア、スロベニア共同登録が PDO 2 件、リトアニアとポーランドの共同登録が 1 件あり。

登録件数 : EU eAmbrosia データベース農産物・食品 2020 年 12 月末登録済

通報窓口 : 2020 年 11 月現在¹⁰

¹⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

1.4.3 GI 侵害の紛争事例

ギリシャの GI であるフェタチーズ、イタリアの GI であるパルミジャーノ・レッジャーノチーズ、パルマハムなど有名な GI 品は模倣品も多く、GI 監視当局による取り締まりで違反が発見される例も多い（ポーランド、デンマーク、フィンランド、スウェーデン等）。

紛争事例としては GI 権利者が類似する商標の無効化を求めた訴訟例（ポートワイン、ゴルゴンゾーラ、カルヴァドス、コニャック、スコッチウイスキー等）が認められた。

本調査では、既に登録された GI の侵害問題よりも、GI 登録の申請時の問題の方が多く見受けられた。中欧・東欧地域では歴史的に国境が変遷していることもあり、類似する食品名称が現在の国境を越えて広く使用されるなど、GI を特定の国に帰属認定することが困難な事情がある。その対応としては、地域特有の原材料や製法を GI として認定してもらうほか、それぞれの言語で各国が申請する、あるいは個別に協議して例外的に国を跨いだ名称利用を認める場合もある。

表 1-4 GI を巡る紛争事例

調査対象国	登録済 GI の行政監視例	登録済 GI の訴訟例	GI 登録時の紛争事例
ポルトガル	ポートワイン	ポートワイン対ポートシャーロット	—
ギリシャ	—	—	フェタチーズ
ポーランド	フェタ、パルミジャーノ、キルバサ・リシエキソーセージ	—	—
チェコ	—	—	ニヴァチーズ ロモウツ・トヴァルシュキチーズ カルロヴィヴァリ・ウェハース
クロアチア	—	—	イストラハム、テランワイン
スロベニア	—	—	クランスカ・クロバサソーセージ
ハンガリー	—	—	トカイワイン
オーストリア	—	ゴルゴンゾーラ対カンボゾーラ	—
ベルギー	ポートワイン	—	—
スロバキア	—	—	オスティエボクチーズ
デンマーク	Operation OPSON によるレストランの取り締まり フェタ（欧州委員会対デンマーク政府）	—	ハバティチーズ
アイルランド	アイリッシュウイスキー（※ GI 権利者による監視）	—	—
フィンランド	フェタ、パルミジャーノ、パルマハム	カルヴァドス対ベルラドス コニャック	—
ルーマニア	—	—	テレメアチーズ
スウェーデン	パルマハム、フェタ、パルミジャーノ、ゴルゴンゾーラ他	カルヴァドス対ダルバドス ヴィーニョベルデ対モンドベルデ	—
リトアニア	—	Liliputas チーズ	—
キプロス	—	—	ハルミチーズ※未登録
ルクセンブルグ	—	—	—
ブルガリア	—	ブルガリア産スコッチウイスキー	—
ラトビア	—	—（産地表示の判例あり）	—
エストニア	—	グルジアの GI 対エストニア商標	—
マルタ	—	—	—

※上記は問題が提起されたが、必ずしも侵害とはみなされなかった事例を含む。

1.4.4 対抗手段

GI 侵害への対抗手段には、行政当局への通報による行政措置あるいは民間の法律事務所を通じた民事手続きがある。前掲した GI 侵害の通報窓口（表 1-3）には誰でも通報することが可能であり、電話や電子メールのほか、ウェブサイト上からフォームに記入する形で連絡可能な場合が多い。ただし、前述した通り、GI 侵害に対する行政措置が明確に規定されていない場合（マルタ）、行政の権限や介入が限定的な場合（ルクセンブルク、ルーマニア）では、民事手続きにより解決を試みる慣行がある（ルーマニア）。

本年度の調査対象国においては、GI 侵害に関する民事手続き例は多くはないが、外国の GI 名称の不正利用について法律事務所が裁判所へ差し止め請求を行い、解決した例もある（エストニア）。

1.4.5 GI 関連諸制度

欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012 は、農産物及び食料品について GI を定めるとともに伝統的特産品保証（Traditional Speciality Guaranteed: TSG）を定めている。TSG は、歴史的に認知された、または明示された伝統的な方法で生産された食品であり、少なくとも 30 年間にわたり EU 市場に流通している農産物・食品を認証する制度である。当該制度は原産地に言及せず、伝統的な成分構成と生産方法を評価する。GI 制度と同様、TSG に登録された産品へのラベルの添付は義務である。

TSG の登録は EU 全体で 64 件（2020 年 12 月 31 日登録済）と、GI 登録の 5 % 以下である。最も多いのはポーランド、次いでベルギー、ブルガリアが同件数で続く。GI 登録は南欧諸国が多いのに比べて、TSG 登録は中欧・東欧諸国が多い傾向がある。品目としては、GI 登録は果物・野菜、チーズが多いのに比べて、TSG 登録は肉製品やパン・菓子類が多い。

表 1-5 調査対象国の TSG 登録件数

調査対象国	登録件数	調査対象国	登録件数
ポルトガル	1	アイルランド	0
ギリシャ	0	フィンランド	3
ポーランド	10	ルーマニア	0
チェコ	1	スウェーデン	2
クロアチア	0	リトアニア	2
スロベニア	3	キプロス	0
ハンガリー	2	ルクセンブルグ	0
オーストリア	3	ブルガリア	5
ベルギー	5	ラトビア	3
スロバキア	3	エストニア	0
デンマーク	0	マルタ	0
-		計	43(EU 全体 64)

このほかチェコとスロバキアの共同申請 4 件あり。

登録件数：EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末登録済

また、各国ではそれぞれ食品の品質や国産品であることを保証する国内の認証制度を運用している。これらの認証品の市場監視は、GI 産品と同様に、食品安全検査の中で実施されている。

表 1-6 調査対象国の関連制度

調査対象国	関連制度
ポルトガル	—
ギリシャ	ギリシャマーク
ポーランド	名産品伝統リスト（LTP）高品質伝統品（Jakość Tradycja）、高品質食肉プログラム（QMP）、豚肉品質制度（PQS）、食品品質保証制度（QAFP）
チェコ	クラス品質ラベル（KLASA）、郷土食品ラベル（Regionální potravina）、チェコ製品ラベル（Český výrobek）
クロアチア	国産品質保証（Dokazana kvaliteta）、クロアチア品質ラベル（Hrvatska kvaliteta）、クロアチア国産品ラベル（Izvorno hrvatsko）
スロベニア	高品質食品（Višja kakovost: VK）、統合的生産（irana pridelava : IP）選ばれた品質の食品（Izbrana kakovost）
ハンガリー	KMÉ ラベル、ハンガリウム
オーストリア	AMA 品質保証ラベル（AMA-Gütesiegel）
ベルギー	—
スロバキア	SK 品質ラベル（Značka kvality SK）、スロバキア農産物・食品ラベル（Slovenska potravina/Slovenský poľnohospodársky produkt）
デンマーク	Keyhole ラベル
アイルランド	Bord Bia（アイルランド食品委員会）品質保証制度
フィンランド	フィンランド国産食品（Hyvää Suomesta）
ルーマニア	ルーマニア伝統レシピ（Established Roumanian Recipes）
スウェーデン	Keyhole ラベル、国産ラベル（Från Sverige）
リトアニア	国家高品質製品（Nacionalinės kokybės produktų）
キプロス	—
ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国国産ラベル
ブルガリア	国産品ラベル（設計中）
ラトビア	緑スプーンマーク（Zaļā karotīte）、紅スプーンマーク（Bordo karotīte）
エストニア	国産つばめマーク、高品質食品クローバーマーク
マルタ	—

有機認証制度は対象外。 —：確認できず

1.4.6 日本の GI 産品の侵害事例

日本の GI 産品の侵害事例は、公知情報では確認できなかった。

EU の GI は相互保護の歴史も長く、GI 当局の監視活動で不正が摘発される例も多いが、日本の GI 産品については監視当局もそもそも馴染みがなく、侵害の判断基準も確立されていない。さらに実態として必ずしも GI 侵害に対して当局が動くとは限らず、行政措置の具体的な規定がない、あるいは権限が限定的な国もある。そのため行政ルートでの解決に依存せず、民間の法律事務所を通じて解決を試みるのが推奨される。

法律事務所の選択は、インターネットで知的財産（特に GI、商標）を多く取り扱う弁護士を探す、あるいは下記のような日本の組織に相談するのも良い。

- 農林水産知的財産保護コンソーシアム（農林水産省海外知的財産保護・監視委託事業）：
<http://mark-i.info/index.html>
- 弁護士知財ネット：<https://iplaw-net.com/>
- 日本弁理士会知的財産相談室：
https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

本調査の結果を調査報告書としてまとめている。内容を次項に示す。